

## 答 申

### 第1 山口県情報公開審査会（以下「審査会」という。）の結論

山口県知事（以下「実施機関」という。）が平成30年（2018年）11月2日付け平30県史編さん第98号で行った公文書の部分開示決定（以下「本件処分」という。）は、妥当である。

### 第2 審査請求に至る経過

#### 1 公文書の開示請求

審査請求人は、平成30年9月26日付けで実施機関に対し、山口県情報公開条例（平成9年山口県条例第18号。以下「条例」という。）第6条の規定により、「平30県史編さん第9号の決定期間延長通知書（平成30年（2018年）5月22日付）の延長の理由欄に記載されている「当該第三者」に対し意見書提出の機会を付与した公文書」の開示請求（以下「本件請求」という。）を行った。

#### 2 公文書の特定

実施機関は、本件請求に係る公文書として、「平成30年（2018年）5月22日付け平30県史編さん第9号「公文書の開示に係る意見について（照会）」」（以下「本件公文書」という。）を特定した。

#### 3 実施機関の処分

実施機関は、本件処分を行うとともに、その旨を審査請求人に通知した。

#### 4 審査請求

審査請求人は、本件処分を不服として、平成30年11月8日付けで行政不服審査法（平成26年法律第68号）第2条の規定に基づく審査請求を行った。

### 第3 審査請求人の主張要旨

#### 1 審査請求の趣旨

本件処分について、処分の取消しを求めるといものである。

#### 2 審査請求の理由

（省略）

#### 3 実施機関の理由説明に対する意見

（省略）

### 第4 実施機関の説明要旨

（省略）

### 第5 審査会の判断

#### 1 本件公文書の内容及び性格

本件公文書は、平成30年4月12日に審査請求人が行った公文書開示請求に係る

第三者への意見照会文書であり、実施機関の職員が職務上作成した文書であって、当該実施機関の職員が組織的に用いるものとして、当該実施機関が保有しているものであることから、条例第2条第2項に規定する「公文書」に該当する。

## 2 条例第11条について

### (1) 第2号について

条例第11条は、実施機関は、第2号に規定する「個人に関する情報（事業を営む個人の当該事業に関する情報を除く。）であって、特定の個人が識別され、又は識別され得るもの」は開示しないことができるとしている。

これは、プライバシーの具体的な範囲が明確でないので、明白にプライバシーと考えられるものはもとより、プライバシーであるかどうか不明確なものも含めて、個人に関する情報を原則的に非開示とすることを定めたものであるが、特定の個人が識別され、又は識別され得る情報であっても、従来から公開されていたもの及び公益上公開することが必要と認められるものがあることから、同号イからニまでに規定する「法令等の規定により、何人も公開を請求することができることとされている情報」、「公表することを目的として実施機関が保有している情報」、「法令等の規定による許可、認可、届出等に際して実施機関の職員が作成し、又は取得した情報であって、公開することが公益上必要であると認められるもの」及び「公務員の職又は氏名であって、当該公務員の職務の遂行に係る情報に含まれるもの」については、開示をしないことができる情報から除くこととされている。

### (2) 第3号について

条例第11条は、実施機関は、第3号に規定する「法人その他の団体（以下「法人等」という。）に関する情報又は事業を営む個人の当該事業に関する情報であって、公開することにより、当該法人等又は当該個人に不利益を与えるおそれがあるもの」は開示をしないことができるとしている。

これは、原則として法人等又は事業を営む個人の事業活動の自由を保障しようとする趣旨である。

しかし、公益上公開することが必要と認められるものがあることから、同号イからハマまでに規定する「法人等又は個人の事業活動によって生ずる危害から人の生命、身体又は健康を保護するため、公開することが必要であると認められる情報」、「法人等又は個人の違法又は不当な事業活動によって生ずる支障から人の生活を保護するため、公開することが必要であると認められる情報」及び「イ又はロに掲げる情報に準ずる情報であって、公開することが公益上必要であると認められるもの」については、開示をしないことができる情報から除くこととされている。

なお、「当該事業に関する情報」とは、営利を目的とするかどうかを問わず、事業内容、事業資産、事業所得等事業活動に関する一切の情報をいい、「不利益を与えるおそれがあるもの」に該当する情報の典型的なもの及び具体例としては、販売上のノウハウに関する情報として顧客名簿や新製品の販売計画書、工場設備投資計画書などが、信用上不利益を与える情報として不祥事件報告書などが、人事等専ら

法人の内部管理の情報として内部監査実施状況報告書などが考えられている。

また、「危害」とは、現に発生しているか、将来発生するであろうことが確実である人の生命等に対する危険及び損害をいい、「保護する」とは、未然防止、排除、拡大防止又は再発防止をいい、「イ又はロに掲げる情報に準ずる情報」とは、生活環境、自然環境の破壊等に関する情報をいうものと考えられている。

### (3) 第6号について

条例第11条は、実施機関は、第6号に規定する「県の機関又は国等の機関が行う検査、監査、取締り等の計画又は実施細目、争訟又は交渉の方針その他の事務又は事業に関する情報であって、当該事務又は事業の性質上、公開することにより、当該事務若しくは事業の実施の目的を失わせ、又は当該事務若しくは事業の円滑な実施を著しく困難にするおそれがあるもの」は開示をしないことができるとしている。

ここで、「検査、監査、取締り等の計画又は実施細目」とは、立入検査、指導監査、漁業取締り、税務調査、各種の監視・巡視等の事務又は事業における計画やその方針、内容等の情報をいい、「その他の事務又は事業に関する情報」とは、県の機関又は国等の機関が行う一切の事務又は事業に関する情報をいい、「円滑な実施を著しく困難にする」とは、経費が著しく増大し、又は実施の時期が大幅に遅れること、反復継続される同種の事務又は事業の実施が著しく困難になることなどをいうとされており、実施の目的を失わせる情報の具体例としては、漁業法、食品衛生法、建築基準法等の違反に対する取締りに関する情報や社会福祉施設の指導監査に関する調査書などが考えられている。

なお、「著しく困難にするおそれ」があるかどうかについては、実施機関の裁量をできるだけ限定しようとする趣旨から、単なる「困難」では足りず、また、「おそれ」の有無及び程度についても客観的、具体的に判断しなければならず、適用に当たっては、「原則開示」の趣旨を踏まえて、いたずらに拡大解釈するなど恣意的な運用を行うことのないよう十分留意しなければならないとしている。

### (4) 第7号について

条例第11条は、実施機関は、第7号に規定する「県の機関と県の機関以外のものとの間における協議、依頼等により実施機関の職員が作成し、又は取得した情報であって、公開することにより、県の機関と関係当事者との協力関係又は信頼関係が著しく損なわれるおそれがあるもの」は開示をしないことができるとしている。

これは、県の行政が、県以外の関係当事者との密接な関係のもとに執行されていることから、県と当該関係者との協力関係又は信頼関係を維持するため、公開することにより、これらの関係が著しく損なわれるおそれがある情報を非開示とすることを定めたものである。

ここで、「協議、依頼等」とは、法令等に基づき、又は任意に行われる指示、協議、依頼、照会、検討、調査等をいい、「関係当事者」とは、県の機関以外のす

べてのものをいい、「協力関係又は信頼関係」とは、当面の、又は将来にわたる継続的で包括的な協力関係又は信頼関係をいい、「協力関係又は信頼関係が著しく損なわれるおそれがある」情報とは、全国を通じて一斉に公表するなど、統一的に取り扱うこととされている情報、非公開を条件に任意に提供された情報等をいうとされている。

なお、「著しい支障が生ずるおそれ」があるかどうかについては、実施機関の裁量をできるだけ限定しようとする趣旨から、単に「損なわれる」では足りず、また、「おそれ」の有無及び程度についても客観的、具体的に判断しなければならず、適用に当たっては、「原則開示」の趣旨を踏まえて、いたずらに拡大解釈するなど恣意的な運用を行うことのないよう十分留意しなければならないとしている。

### 3 本件公文書について

本件公文書をインカメラ審理により実際に見分したところ、実施機関が非開示とした部分には、意見照会先である個人の氏名（以下「本件個人情報」という。）並びに法人の名称及び代表者の職氏名（以下「本件法人情報」という。）が記載されていることを確認した。

#### (1) 条例第11条第2号該当性について

本件個人情報については、条例第11条第2号に規定する個人に関する情報であって、特定の個人が識別され、又は識別され得るものであり、かつ、同号イからニまでに該当しないことから、非開示が妥当である。

#### (2) 条例第11条第3号該当性について

本件法人情報については、当該情報を開示することにより、審査請求人からの当該法人に対する干渉、意見書提出の催促等が予測され、意見照会に対する自由な意見形成に支障をきたすおそれがあり、当該法人に不利益をあたえるおそれがあると認められる。

したがって、本件法人情報は、条例第11条第3号本文に該当し、かつ、同号イからハまでに掲げる情報に該当しないことから、同条第6号及び第7号について判断するまでもなく、非開示が妥当である。

### 4 その他

なお、審査請求人は、実施機関の対応等について、審査請求書及び意見書で種々述べているが、審査会は、条例に基づく実施機関の決定について判断すべきものと考えており、その判断に直接関係しない主張の適否については、判断するところではない。

以上の理由により、第1に掲げる審査会の結論のとおり判断する。

## 第6 審査会の審査経過等 別紙のとおり

別紙

審査会の審査経過等

年 月 日	経 過
令和元年 6 月 13 日	実施機関から諮問を受けた。
令和元年 6 月 27 日	意見書の提出を審査請求人宛て依頼した。
平成元年 7 月 26 日	審査請求人から意見書の提出を受けた。
平成元年 7 月 29 日	審査請求人から提出された意見書の写しを実施機関宛て送付した。
令和 2 年 6 月 9 日	事案の審議を行った。
令和 2 年 7 月 21 日	事案の審議を行った。

(参考)

山口県情報公開審査会委員名簿

(五十音順・敬称略)

氏 名	役 職 名	備 考
井 竿 富 雄	山口県立大学教授	
石 原 詠美子	弁護士	
沖 本 浩	弁護士	会長
高 松 恵 子	司法書士	会長職務代理者
水 谷 芳 昭	公認会計士	

(令和2年7月21日現在)